

かんぴょう
伝来
300年



ゆうがおふくべ三兄弟
重さ当てクイズ

かんぴょうまつり開催!

かんぴょう生産日本一の下野市は7月27日、「第3回しもつけかんぴょうまつり」を開催しました。かんぴょうむき、ふくべ細工の体験コーナーやゆうがお三兄弟の重さ当てクイズ、かんぴょうのタネ飛ばし大会などのイベントが行われ多くの家族連れで賑わいました。かんぴょうの卵とじやかんぴょう入りの五目おこわの試食コーナーでは、かんぴょうが肉厚でやわらかくとっても美味しいと好評でした。

農業用軽油免税のお知らせ

軽油取引税は道路の改修等の費用に充てる目的で軽油に課せられた県民税ですが、道路を走行しない農業用機械等については、決められた手続きをすることにより免税となります。

農業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行っている方も対象になります。（一部の作業のみを受託する場合は対象となりません）

平成25年度の農業用軽油免税証交付は、平成26年1月27日(月)～1月30日(木)に予定しています。受付時間、場所、対象地区等詳しくは「広報しもつけ」1月号に掲載しますのでご確認ください。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請にご協力を

提出期限 ▶ 1月10日まで

農業委員会では毎年12月に農業委員協力員等を通して、各農家より提出のあった「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を審査して選挙管理委員会に報告し農業委員会委員選挙人名簿が作成されます。

なお、選挙人名簿に登載される資格者は、平成6年4月1日以前の出生者で1月1日現在において下野市に住所を有し次のいずれかに該当する方になります。

- (1) 1月1日現在において10アール(1,000㎡)以上の農地を耕作している経営主。
- (2) (1)と同居している親族またはその配偶者で年間60日以上耕作に従事している方。
- (3) 1月1日現在において10アール(1,000㎡)以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員または、社員であって年間60日以上耕作に従事している方。